

3. 法による統制～年貢確保＝本百姓体制維持を意図【史料95～98】

- ①1643年 12 ^{でんばたえいたいばいばい}田畑永代売買の禁令…本百姓の耕地売買を禁止。やがて有名無実化。
- ②1643年～ 田畑勝手作りの禁…商品作物として人気の菜種・たばこ・綿花などの栽培を禁止。数次にわたって出される。やがて有名無実化。
- ③1649年 慶安の触書…生活細部にわたる指示32カ条。実在が疑われているが有名史料。それに近いものは史料98のような形で農村に伝えられていたと思われる。
- ④1673年 ^{ぶんちせいげん}分地制限令…耕地の分割相続制限令。名主20石未満、一般農民10石未満の保有者は分地を禁止。1713年には分地・残地ともに10石以上、1町以上のもののみ分地許可。

※④のみ4代将軍・徳川家綱のとき、そのほかは3代将軍13 ^{とくがわ}徳川家光のときの発令。

【為政者の農民観】【史料99、100】

江戸時代後期の儒者の著『昇平夜話』より

「…東照宮上意に、郷村の百姓共は **死なぬ** 様に、 **生きぬ** 様に収納申付様にと…」

↓ 江戸時代中期になると…

江戸時代後期の学者・本多利明の著『西域物語』より

「神尾氏が曰く、 ^{ごま}胡麻の油 と百姓は絞れば絞るほど出るものなり」

町と町人 【図表P. 177②A】

- 家持の住民(狭義の「町人」)…町政に参加。町役人(町名主・町年寄・月行事)を選任。
- 宅地のみ借りる住人(「^{じがり}地借」)や家屋ごと借りる住人(「^{しやくや}借家・^{たながり}店借」)…町政不参加

身分秩序

☆一般に「士農工商」(「農」がおよそ80%)といわれるが、それぞれの中にも階層あり

〈漁村〉^{あみもと}網元(漁船を保有)―^{あみこ}網子【図表P. 176①C】

〈商人〉主人―奉公人 ※奉公人の格は以下のとおり【図表P. 177②B】

(14 ^{ばんとう}番頭(使用人中最上位)―手代(一般の使用人)―15 ^{でっち}丁稚(無給の使い走り))

〈職人〉親方―徒弟

〈テーマ〉女性の地位低下

*夫から妻への離縁状(俗に「**三行半**」←よみかたは?)が与えられなければ女性は再婚できなかった。

みくだりはん

【図表 P. 178下段】

*離縁の話し合いが不調なときの妻の非常手段として16 ^{かけこみでら}駆込寺(^{えんきり}縁切寺)が存在

→鎌倉の ^{とうけいじ}東慶寺と上野国の ^{まんとくじ}満徳寺が有名

○ 「田畑永代売買の禁令」と法令名をみれば、まあだいたい内容は想像できますよね?でも、この法令名をもう一度よく見てください。「田畑売買の禁令」でいいのでは?「永代」を入れる必要ないのでは?どうでしょうか。

この当時はお金を借りる代わりに田畑を預け、お金を返すと田畑が戻るといふ行為は行われており、3年後にお金を返す契約ならば「三年売買」、5年後ならば「五年売買」という感じで用語が使われていたようです。この法令は土地を担保に借りるのは認めるが、「永代」は認めないというものでした。でも、皆さんもしかしたらお気づきのように、「三年売買」といっても、三年後にお金を返せなければ、土地は相手のものになってしまうので結局永代売買と同じことになってしまうのでした。

○ 「胡麻の油と百姓は絞れば絞るほど出るものなり」という発言は、幕府の財政悪化ぶりを表すものでありますが、また一方では、江戸時代前期の耕地拡大や商品作物の増産により、個々の農民の家計にも以前にはない余裕が生まれていたことを表すものだという解釈も存在します。

○ プリントでは「町人」に関する記述が少なくなっていました。教科書 P. 189L. 16～ P. 191L. 10までを、ゆっくり集中して読んでください。(城下町や町屋敷など、図の説明文も忘れずに。江戸の長屋がどんな感じで作られていたのかなど、あいまいではなく、それなりのイメージが持てるように。)

○ 駆込寺以外にも社会的権威のある存在を頼って夫に圧力を与える方法はあったようですが、しだいに駆込寺に集約されたようです。駆込寺に駆け込まれると、寺の役人が名主を訪ね、夫は名主に呼び出され、名主や寺役人の前で妻の言い分を聞かされたり、示談を進められたりするので、だいぶ夫には圧力になったようです。駆込寺に駆け込まれるとたいい示談が成立して協議離婚になったり、「あたしゃ、駆け込むよ!」とでも言われようものなら青くなって謝ったり離縁状を書かされた、なんてこともないこともなかったようです。